

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日

指定共同生活援助事業所等 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

共同生活援助に係る「重度障害者支援加算（Ⅱ）」の対象者の確認方法について（お知らせ）

平素から、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年 4 月の報酬改定により、共同生活援助の「重度障害者支援加算」の対象者要件の見直しが行われ、事業所において、「障害支援区分 4 以上の強度行動障がい者」を支援している場合に算定可能となる区分「重度障害者支援加算（Ⅱ）」が創設されることとなりました。

重度障害者支援加算（Ⅱ）は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、市町村や振興局等に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一定の人員配置要件を満たし、加算対象者に対して支援を行った場合に算定が可能なものとなります。

つきましては、重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定する場合は、下記のとおり、加算対象者をご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1 加算の対象者要件について

共同生活援助の支給決定者のうち、以下(1)～(2)のいずれにも該当する者が、重度障害者支援加算（Ⅱ）の対象となります。

- (1) 障害支援区分が区分 4 以上である者
- (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目（別紙 4。厚生労働省報酬告示第 543 号別表第二に規定する行動関連項目をいう。）の合計点

数が 10 点以上である者

- ※ 現行の「重度障害者支援加算」については、対象者要件（障害支援区分が区分 6 であって、重度障害者等包括支援の対象となる者）は変わらず、加算名称が「重度障害者支援加算（Ⅰ）」へ変更となります。

2 加算対象者の確認方法

- (1) 加算の対象者については、各区保健福祉部で認定事務を行った後、障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を 4 月下旬までに発送いたします。
- (2) 札幌市で加算対象者として認定した方については、受給者証の共同生活援助の「支給量等」の欄に「重度支援Ⅱ」と記載しますので、個別にご確認ください。

- ※ 重度障害者支援加算（Ⅰ）の対象者につきましては、「重度支援Ⅰ」と記載しますが、重度障害者支援加算（Ⅱ）の対象者要件に該当しない方については、次回の更新時に受給者証を発送するため、それまでの間の受給者証については、「重度支援（注 10）」を「重度支援Ⅰ」と読み替えていただきますようお願いいたします。

3 重度障害者支援加算（Ⅱ）の算定要件について

以下(1)～(4)までのいずれの要件も満たしている事業所において、重度障害者支援加算（Ⅱ）の認定を受けている者に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、重度障害者支援加算（Ⅱ）の算定が可能です。

ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、重度障害者支援加算（Ⅱ）の算定はできませんので、ご注意ください。

- (1) 指定障害福祉サービス基準に定める生活支援員の員数に加えて、支援に必要な生活支援員を加配していること。
- (2) サービス管理責任者又は生活支援員のうち 1 人以上が以下のいずれかの研修修了者であること
 - ア 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者
 - イ 行動援護従業者養成研修修了者
- (3) 行動障害を有する者に係る支援計画シート等を作成していること

- (4) 生活支援員のうち 20%以上が、以下のいずれかの研修修了者であること
- ア 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者
 - イ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者
 - ウ 行動援護従業者養成研修修了者

4 留意事項

- (1) 加算の算定にあたっては、事前に体制届の提出が必要であるため、ご留意ください。なお、令和 3 年度の体制届の提出期限等については、別途、当課事業者指定担当係より連絡いたします。
- (2) 加算の算定要件の詳細については、厚生労働省告示等をご確認ください。

5 参考資料

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）（抄）
・・・別添 1
- (2) 「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成 18 年厚生労働省令第 551 号）（抄）・・・別添 2
- (3) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）・・・別添 3
- (4) 「行動関連項目」（厚生労働省報酬告示第 543 号別表第二）・・・別添 4

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市障がい福祉課 給付管理係

TEL 011-211-2938 Fax 011-218-5181

E-mail: sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp

【体制届の提出・記載に関する問合せ先】

札幌市障がい福祉課 事業者指定担当係

E-mail: jigyousyasitei@city.sapporo.jp